

平成 26 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式Ⅰ）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2 箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の 5, 7, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

憲 法

〔問 題〕

A は、身の代金目的略取・殺人等により高等裁判所で死刑判決を受けて上告中であり（なお、1 審でも死刑判決を受けていた）、B 拘置所に収容されている。A は、この収容中に、死刑制度は廃止すべきとの考えを持つに至り、以前から親交のあった C 週刊誌の編集者 X の取材を希望していた。死刑制度に関する自分の考えを世に知らしめたいと考えたのである。

X は、A の要請に応えるべく、C 誌の誌面で「死刑、是か非か！——拘置所からのメッセージ」と題する特集を組むことを決意し、B 拘置所長である D に対し、取材を目的に、A との接見（面会）を申し出た。これに対して D は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、この接見を不許可とした。なお、上記接見予定日には、X からの接見の申出に先立ち、A はその家族との接見を許可されていた（そして、実際に家族との面会が行われた）。

D による接見の不許可の背景には、本件の 3 年前に、E 拘置所で起きた以下のような事件がある。すなわち、雑誌記者である F が、E 拘置所に収容されていた G（1 審で死刑判決を受け、控訴中であつた）と接見したものの、後に、G の期待に反し、G に関する名誉毀損的な記事（「懲りない G、本誌記者にも悪態」と題する記事）を公表し、この記事を知った G が、精神的に動揺して、同拘置所の職員を殴るなどした事件である。

編集者 X は、E 拘置所で過去にこのような事件があつたとはいえ、D による本件不許可処分に納得できず、同処分の取消しを求める訴訟を提起しようと考えている。あなたが X の訴訟代理人であるとするれば、どのような憲法上の主張を行うべきか。被告側の反論を想定しつつ解答せよ。なお、行政事件訴訟法上の問題について論じる必要はない。

[資料]

刑事訴訟法

第80条 勾留されている被告人は、第39条第1項に規定する者〔※ 弁護人等〕以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

(面会の相手方)

第115条 刑事施設の長は、未決拘禁者……に対し、他の者から面会の申出があったときは、……これを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

(面会に関する制限)

第118条 未決拘禁者の弁護人等との面会の日及び時間帯は、日曜日その他政令で定める日以外の日の刑事施設の執務時間内とする。

- 2 前項の面会の相手方の人数は、3人以内とする。
- 3 刑事施設の長は、弁護人等から前2項の定めによらない面会の申出がある場合においても、刑事施設の管理運営上支障があるときを除き、これを許すものとする。
- 4 刑事施設の長は、第1項の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の場所について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。
- 5 第114条の規定〔※下記〕は、未決拘禁者と弁護人等以外の者との面会について準用する。この場合において、同条第2項中「1月につき2回」とあるのは、「1日につき1回」と読み替えるものとする。

第114条 刑事施設の長は、受刑者の面会に関し、……面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

- 2 前項の規定により面会の回数について制限をするとき、その回数は、1月につき2回を下回ってはならない。

民法

〔問題〕

以下の事実を読んで、下記の問いに答えなさい。各問いはそれぞれ独立した問いとして考えなさい。

【事実】

Aは、その所有の工事用クレーン1台（以下、「本件クレーン」という。）をBに賃貸して、これをBに引き渡した。その後、事業資金に窮したBは、本件クレーンを、事業縮小のため不要になった機械を処分したいとってCに売却してしまった。その際、BはCに、本件クレーンは購入したものであり代金は完済されている旨を説明し、Cはこの説明に基づきB所有のものと考えて本件クレーンを購入した。Cは本件クレーンの引渡しを受けて使用しているが、BC間の売買契約では、代金については引渡しから1週間以内一括して支払うこととし、代金の完済まで所有権はBに留保する旨の合意がなされている。その後、引渡しから1週間を経過したが、Cは代金を支払っていない。

【問い】

- 1) Bはその後事実上倒産した。そこで、Aは、本件クレーンを回収しようとしてBの機械等の置場を訪ねたが、本件クレーンが見当たらないためBに確かめた。その結果、本件クレーンは、Cに売却され引渡しがなされているが、代金は支払われていない事実が判明した。AはCに対してどのような法的主張をすることができるか検討しなさい。
- 2) Cは、その後本件クレーンの代金を支払わないまま事実上倒産し、工事現場の土地に本件クレーンを放置した。工事現場の土地所有者Dは、誰にどのような法的主張をすることができるか検討しなさい。

刑 法

〔問 題〕

以下の事実関係に基づき、甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲は、ある平日の昼間、都内の私鉄 S 駅の高架ホーム上にある売店でスポーツ新聞を購入しようとしたところ、店員が席を外していたことから、代金を支払わずに新聞を取得することにした。そこで周囲を見渡すと店員らしき人影は見え、付近にはほかの乗客もいなかったため、当初は購入するつもりがなかったものも含めて新聞 3 紙を手に取り、それらを手に持ったまま早足でホーム上を売店から遠ざかるように歩いていった。

大学生 A は、S 駅のホーム上から何とはなしに向かいのホームを見ていると、挙動不審のサラリーマン風の男（甲）が売店から新聞を持ち去るのが目に入った。正義感の強い A は、事情を問いただそうと階段を昇降して隣のホームまで行き、甲を追いかけた。

ホームの端で甲に追いついた A は、「ちょっとすみません」と甲に声をかけた。見知らぬ学生に急に話しかけられて驚いた甲は犯行を目撃されたことを直感し、A の脇をすり抜けて慌てて走り出した。その様子を見て甲が代金を支払わなかったことを確信した A は全速で甲を追いかけた。

そのままだと追いつかれるのも時間の問題だと考えた甲は、手にしていた新聞を後方に投げて A の注意を引き、その間に逃げることにした。ホームから階段を降り始める際に、甲は後ろを振り返らないまま、すぐ近くに迫っているように聞こえる A の足音を頼りに A に向けて新聞全てを投げた。すると、俊敏な A はとっさに体勢を変えてそれをよけたものの、バランスを崩してホームから線路上に転落した。

転落直後に列車が進入してきたので、A は慌てて隣の線路上に逃げた。しかし、そこに反対方向から別の列車が進入してきて、A はそれに轢かれて即死した。ホーム下には退避スペースがあり、そこに避難していれば A は死亡することはなかった。

